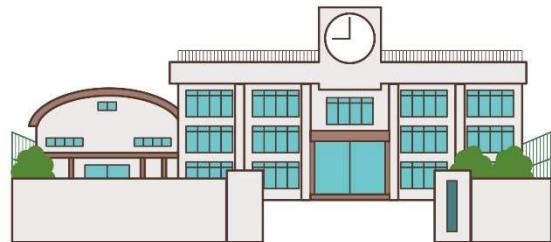
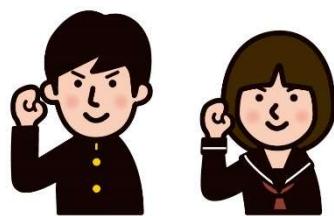


# 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行 推進計画



令和 6 年12月  
国分寺市教育委員会

## 1 基本方針

中学校における部活動は、生徒がその活動を通じて知識や技能を取得するだけでなく、人間関係の構築や人間形成にも寄与する場として、長年にわたり学校で行われてきた教育活動である。昨今の教員の働き方改革の一環として、また、今後の更なる少子化の進展を見据え、令和4年12月に文部科学省は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年3月に東京都は「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画(※令和6年3月改訂)」を策定した。

これらを踏まえ、国分寺市教育委員会では生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図るため、市の実態に合った中学校部活動の地域連携・地域移行を段階的に推進していくものとする。取組の方針として、まずは休日における環境整備を優先的に進め、その取組の検証をもって更なる改革を推進していくこととする。については、中学校部活動の地域連携・地域移行における現状の課題の解決を図り、将来にわたり持続可能な環境の構築を目指すため、ここに本推進計画を策定する。

## 2 地域連携と地域移行の定義

それぞれの定義は以下のとおりとする。

**地域連携**：学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導員といった地域の方々の参画を得て学校部活動を実施することをいう。

**地域移行**：学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことをいう。学校ではなく地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活

動とは責任主体が異なる。

### 3 部活動の現状と課題

令和6年5月に社会教育課で実施した調査では、市内公立中学校には合わせて68の部活動があり(運動部39、文化部29)、85.8%の生徒が部活動に加入している。このことから、生徒にとってはスポーツや文化芸術活動を行える部活動が、学校生活の一部になっていると考えられる。

また、すでに部活動の地域連携として、令和6年度は、市内中学校に一定数の部活動指導員及び外部指導員が配置され指導を行っており、配置の拡充が進められてきた。

しかし、部活動指導員及び外部指導員が未配置の部活動もあり、教員が部活動指導や大会への引率等を担うことが多いため、教員の負担軽減が十分には進んでいない現状がある。

### 4 推進目標

中学校部活動の地域連携・地域移行について、国は令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と定めている。また、東京都の推進計画には「令和5年度以降、本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、必要に応じて、取組等について整理していく。」と定められており、国・東京都いずれにおいても令和8年度以降の明確な方針が示されていない。このため、市教育委員会においては国や東京都の動向を見据え、令和7年度までの推進計画を策定するものとする。

改革推進期間においては、市の実態に合った地域連携・地域移行を段階的に推進することで、これまでのように生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、部活動に携わる教員の負担軽減を図り、教員が可能な限り休日部活動の指導に携わる必要がない持続可能な環境の構築を目指す。

なお、今後示される国・東京都の方針等を踏まえ、本推進計画に令和8年度以降の計画を加筆、また内容の見直し・改訂を行うものとする。

## 5 部活動の地域連携・地域移行の推進

### (1) 部活動の地域連携について

すでに部活動の地域連携の一環として、市内中学校では、部活動指導員及び外部指導員が配置され指導を行っている。しかしながら、部活動の種目によっては、部活動指導員や外部指導員が未配置であることから、学校の実情を踏まえつつ可能な限り配置を進めることで新たな地域連携を推進し、教員が可能な限り部活動に関わることのない体制の構築を図っていく。部活動指導員や外部指導員の配置を進めることで、生徒がよりきめ細やかな専門的な技術指導などを受けることができるようになることも期待される。

#### ① 部活動指導員の配置

部活動指導員は、顧問である教員に代わり、大会等への単独での生徒の引率が可能であり、教員の負担を軽減できる有効な手段であることから、部活動指導員の配置をさらに拡充していく。部活動指導員の配置にあたっては、近隣の大学等に協力を求めるなど、地域の活力や人材の活用を進める。

#### ② 外部指導員の配置

外部指導員は、顧問である教員や部活動指導員と協力して指導を行い、当該種目等の専門家でない教員の負担を軽減できる有効な手段であることから、部活動指導員と同様に近隣の大学等に協力を求めるなど、配置の拡充を進める。

#### ③ 関係団体との連携

特定非営利活動法人国分寺市スポーツ協会及び国分寺市文化団体連絡協議会等を通じて、市内のスポーツ団体や文化芸術団体等と連携し、各種目の

指導者を各団体から部活動へ派遣する調整を進めていく。関係団体から多様な指導者などの人的な協力を得ることで、部活動に新たな種目が増え、生徒の選択肢が広がる可能性もある。

## (2) 部活動の地域移行について

先行して部活動の地域移行を実施している地区では、地域移行の受入れ団体(以下、「地域移行団体」という。)を新たに立ち上げたケース、地区内の企業とタイアップして地域移行を推進しているケースなど、地域の特性を生かした事例が見受けられる。本市においては、スポーツや文化芸術活動を行う地域の団体が主体となって部活動を運営・実施することで部活動の地域移行を進める。

部活動のうち、学校から地域移行団体への移行が可能な種目について、順次、段階的に移行を進めることで、教員が可能な限り部活動に携わる必要がない環境を整備していく。一方で、その種目の指導を希望する教員は、地域移行団体で兼業できる体制の整備を検討する。

部活動の地域移行を進めるに当たっては、地域移行団体の活動状況や部活動の種目の特性、また移行したことにより見込まれる効果等から総合的に判断し、最適な手法を採用するものとする。

地域移行を進めることで、生徒に他校の生徒や地域の人といった新しい人との出会いや繋がりが創出されることも期待される。

## (3) 部活動コーディネーターの配置について

地域連携及び地域移行を促進するにあたり、学校の意向や地域の実情を踏まえ、学校と関係団体との橋渡しとなり連絡調整等を行う部活動コーディネーターを配置する。

なお、部活動コーディネーターについては、個人にこだわらず団体に依頼するなど、持続可能な体制を確立するものとする。

## 6 部活動の地域連携・地域移行に向けて

### (1) 活動日・活動時間について

平成30年度に市教育委員会が示した、「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」では、適切な休養日等の設定として、休養日を週当たり2日以上設けることとし、平日・週休日それぞれ少なくとも1日を休養日とすることとしている。このことを踏まえ、地域移行団体での活動についても、適切な休養日を設定するものとする。また、1日当たりの活動時間についても、同方針で示されているとおり、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的に活動するものとする。

なお、地域移行を進める過渡期においては、既存の部活動と地域移行団体で活動日数や活動時間を整理し、また課題等の共有も行い、生徒に負担がかからないように学校と地域移行団体間での連携を密にし、調整を図るものとする。

### (2) 活動場所について

地域移行団体が活動する場所については、学校施設や公共施設が想定されるが、それらの施設の使用に当たっては、関係各所との連携を図ることはもとより、その使用に際してのルール等の策定や様々な種目の活動日・活動場所が重複しないよう、利用の割当ての調整等を図り、環境の整備に努めるものとする。また、活動場所としては、地域移行団体が所有する施設も想定される。

### (3) 保護者の費用負担について

学校の部活動において徴収される部費は、その種目によって異なるが、その活動に必要な消耗品や大会参加費などに使用され、保護者の費用負担は比較的低額になっている。部活動が地域移行された場合、所属する団体に支払う会費等は、その団体の運営に必要な経費や指導料などにも充てられるため、部活動の部費との比較では高くなることが見込まれる。それにより保護者の費用負担の増加が見込まれるため、国や東京都の補助制度等を活用してその負担の軽減を図っていく。

### (4) 合同練習・合同部活動について

部員数が減少する中、他校との合同練習や合同部活動は有効である。このため、地域移行が困難な種目については、合同部活動の形成を見据えつつ、合同練習の実施を促進するなど、学校の実情に応じて、柔軟で段階的な対応を図るものとする。

### (5) 保護者等への説明について

部活動の地域連携・地域移行を進めるにあたっては、従来の部活動の在り方からの変化について、生徒及び保護者への適切な説明が重要である。十分に広報を行い、理解の促進を図っていく。

### (6) 課題等の協議・検討の継続について

部活動の地域連携・地域移行を進める中での課題等については、有識者を加えた組織による会議等で引き続き協議・検討を行う。

## 7 改革推進期間における市教育委員会の取組

令和 5 年度から令和 7 年度までの改革推進期間における市の取組は以下のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委員会等の開催	庁内の検討委員会を関係部署の管理職を集め2回開催	庁内検討委員会の委員に、学校関係者、府外の有識者及びスポーツ・文化団体関係者を加え、検討委員会を6回開催し、推進計画を策定、また今後の進め方等を協議・検討	中学校での地域連携・地域移行の状況も踏まえ、更なる推進に向けた検討の実施
地域連携	学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置	引き続き、学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 部活動コーディネーターの選出に向け、スポーツ・文化団体へ協力依頼 部活動コーディネーターの活動に必要な経費を予算計上	引き続き、学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 部活動コーディネーターを設置し、地域連携を推進 必要な経費を予算計上
地域移行	地域移行の受け入れ先の候補となる団体ヘビアーリング実施	休日部活動を地域移行団体へ移行するにあたっての課題の整理、必要な経費を予算計上	段階的に休日部活動を地域移行団体へ移行 部活動コーディネーターを設置し、地域移行を推進 必要な経費を予算計上
その他	市内中学校部活動実態調査を実施し、その結果を分析し課題を整理	市内中学校部活動実態調査を実施し、その結果を分析し課題を整理	

# 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会設置要綱

令和6年3月28日

要綱第15号

## (目的)

第1条 国分寺市立中学校(以下「市立中学校」という。)において休日に実施する部活動について、地域との連携による実施及び地域への移行(以下「地域連携・地域移行」という。)に関し必要な事項を検討するため、国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(1) 市立中学校において休日に実施する部活動に関する地域連携・地域移行の導入に関し必要な事項

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員17人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 識見を有する者 1人以内

(2) 中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会(次項において「各協議会」という。)の委員 2人以内

(3) 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 4人以内

(4) 市立中学校の校長 1人以内

(5) 市立中学校の副校長 2人以内

(6) 市立中学校の教諭 2人以内

(7) 市民生活部文化振興課長

(8) 市民生活部スポーツ振興課長

(9) 教育部教育総務課長

(10) 教育部学務課長

(11) 教育部学校指導課長

2 前項第2号に掲げる委員には、各協議会の委員であつて市立中学校に在学する生徒の保護者であるものを含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第1号から第3号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等検討委員会委員名簿

任期:令和6年7月4日～要綱第2条の規定による報告をもって終了

No.	氏 名	所 属 等	基 準
1	出張 吉訓	東京女子体育大学教授	識見を有する者
2	中村 麻紀子	市立第二中学校学校運営協議会委員 現 PTA 会長	中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員
3	原田 浩	市立第三中学校学校運営協議会委員 現 PTA 副会長	中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員
4	佐久間 博美	国分寺市吟詠剣詩舞連盟	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
5	菅本 高代	国分寺市音楽連盟	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
6	田村 文男	国分寺市スポーツ協会 副会長 こくぶんじ地域クラブ 会長 国分寺市バドミントン協会 会長	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
7	永瀬 典史	国分寺一小サッカークラブ	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
8	田中 一郎	市立第五中学校 校長	市立中学校の校長
9	稻葉 大祐	市立第一中学校 副校長	市立中学校の副校長
10	高橋 優子	市立第四中学校 副校長	市立中学校の副校長
11	佐藤 宏司	市立第二中学校 主幹教諭	市立中学校の教諭
12	渡辺 圭介	市立第三中学校 主幹教諭	市立中学校の教諭
13	鈴木 淳司	市民生活部 文化振興課長	市民生活部 文化振興課長
14	岡田 周作	市民生活部 スポーツ振興課長	市民生活部 スポーツ振興課長
15	廣瀬 喜朗	教育部 教育総務課長	教育部 教育総務課長
16	村上 航	教育部 学務課長	教育部 学務課長
17	高橋 美香	教育部 学校指導課長	教育部 学校指導課長